

第 5 章 介護保険外の保健サービスの充実

1 保健サービスの充実

(1) 「健康おおの 2 1」の推進

①現状と課題

全ての市民が元気で心豊かに、安心して暮らすことができるよう、平成 29 年 3 月に策定した第 3 次健康おおの 2 1（平成 29 年度～令和 3 年度までの 5 年間の計画期間）に基づき、生活習慣病を予防する健康増進事業やがん検診などの各種健診事業などに取り組み、健康づくりを推進しています。

また、市民一人一人が、自分自身の健康状態を把握するとともに、健康への関心や目標を持ち、日頃から健康づくりに取り組むことができる環境づくりがとても大切となることから、ライフステージに応じた切れ目のない健康づくりを支援していく必要があります。

とりわけ高齢者については、楽しみながら健康づくりに取り組む事業やフレイル予防事業を実施するなど、結の故郷健康サポーターやフレイルサポーターなどのボランティアの協力のもと、高齢者の健康づくりに対する事業を推進していくとともに、高齢者の保健事業や介護予防の一体的な体制づくりを構築していく必要があります。

②計画

介護保険関係機関及び介護予防事業実施期間と連携を図りながら、ボランティアの協力のもと、介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業「元気づくり体操クラブ」などを継続的に行います。

また、保健師・管理栄養士などが各地区に出向き、運動、食事、たばこ、休養・こころ、歯・口腔などについて、高齢者が健康に過ごせるよう、継続して健康づくり事業を実施します。

なお、第 3 次「健康おおの 2 1」については、令和 3 年度までの計画となっており、令和 3 年度において、計画の見直しを予定しています。

(2) 健康教育

①現状と課題

高齢者の健康寿命の延伸を図るため、さまざまな機会を通じて保健師・管理栄養士などが健康づくりに関する情報を提供しています。地域においても保健推進員が中心となり、「健康おおの 2 1」に基づく地域健康づくり事業に、積極的に取り組んでいます。

市民の健康を維持するには事業を継続的に実施する必要があります。

〈表〉健康教育の実施状況

(単位：回、人)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
市主催分	開催回数	55	59	30
	延参加人員	3,327	3,834	2,000
団体依頼分	開催回数	13	21	15
	延参加人員	404	722	500
合計	開催回数	68	80	45
	延参加人員	3,731	4,556	2,500
(再掲) 地域健康づくり事業	開催回数	49	53	50
	延参加人員	728	764	750

②計画

健康教育については、今後も関係機関や団体と調整を図りながら、実施します。

〈表〉健康教育の実施目標

(単位：回、人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市主催分	開催回数	45	45	45
	延参加人員	3,000	3,000	3,000
団体依頼分	開催回数	20	20	20
	延参加人員	500	500	500
合計	開催回数	65	65	65
	延参加人員	3,500	3,500	3,500
(再掲) 地域健康づくり事業	開催回数	50	50	50
	延参加人員	700	700	700

(3) 健康相談

①現状と課題

保健センターでの健康栄養相談のほか、各種イベントなど人が集まるところへ出向き実施しています。気軽に相談できる対応について、今後も継続して実施する必要があります。

〈表〉健康相談の実施状況

(単位：回、人)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
総合 健康相談	実施回数	395	421	380
	被指導人員	2,487	2,784	1,455
重点 健康相談	実施回数	24	24	20
	被指導人員	1,096	621	500

注記：総合：保健センター・健康・栄養相談、電話相談、メール

重点：歯科

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で相談対応件数が減ると見込む。

②計画

介護部門との連携を図りながら、健康相談の充実に努めます。また、サロン等地域の集いの場に出向いて健康相談に応じます。

〈表〉健康相談の実施目標

(単位：回、人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合 健康相談	実施回数	450	450	450
	被指導人員	2,200	2,200	2,200
重点 健康相談	実施回数	20	20	20
	被指導人員	600	600	600

注記：総合：保健センター・健康・栄養相談、電話相談、メール
重点：歯科

(4) 健康診査・がん検診

①現状と課題

大野市の国民健康保険の疾病分類統計では、循環器疾患が一番多くなっています。また、特に40歳以降に「循環器系の疾患」が急激に増え始め、年齢が高くなるにつれ増加傾向にあることから、介護状態の原因となる病気を早期に発見するためには、各種検診の定期的な受診を促す必要があります。

そのため受診率向上対策として、生活習慣病健診（国保）は41～71歳の節目年齢無料化、がん検診は肺がん検診の無料化や乳・子宮頸がん検診の節目年齢無料化（初年度）、胃がんリスク検診を行なっています。また、休日検診や託児付レディース検診の実施、県内協力医療機関での個別検診推進など、特に働き盛り世代に対する受診機会拡大に努めています。

更に、民間事業者のノウハウの活用や全国健康保険協会福井支部と健康づくりの推進に向けた包括的連携協定を結ぶなど、効果的な受診勧奨に取り組んでいますが、引き続き受診率向上に向けた対策の一層の推進、加えて精密検査の受診勧奨を強化していく必要があります。

〈表〉健康診査の実施状況

(単位：人、%)

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
受診者数	生活習慣病	3,535	3,465	3,100
	胃 がん	1,367	664	980
	子宮がん	1,097	824	725
	肺 がん	3,041	2,781	1,810
	乳 がん	921	955	820
	大腸がん	2,826	2,737	2,210
	前立腺がん	942	934	650
受診率	生活習慣病	—	—	—
	胃 がん	17.4	18.5	16.5
	子宮がん	23.0	26.6	24.0
	肺 がん	27.7	25.3	23.0
	乳 がん	28.5	28.0	26.0
	大腸がん	25.7	24.9	22.8
	前立腺がん	17.0	13.9	11.5

※生活習慣病健診の受診率は、各医療保険者に義務付けられた特定健診を含むため算出できない。

※令和元・2年度『保健衛生の統計』より抜粋。がん検診の受診率は平成27年度国勢調査に基づく対象者数から算出。胃・子宮頸がん検診は平成29年度から隔年受診に変更している。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、例年より開始時期が1カ月以上遅れた。集団検診においては人数制限を設けるため、受診者数および受診率は例年より低く見込んでいる。

②計画

各種健診を定期的に受診する人が増加するよう、啓発活動を積極的に行うとともに、ターゲットを絞った効果的な受診勧奨を行います。

〈表〉健康診査の実施目標

(単位：%)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診率	胃 がん	17.0	17.5	18.0
	子宮がん	24.5	25.0	25.5
	肺 がん	24.0	24.5	25.0
	乳 がん	26.5	27.0	27.5
	大腸がん	23.0	23.5	24.0
	前立腺がん	12.0	12.5	13.0

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業：元気づくり体操クラブ）

①現状と課題

元気づくり体操クラブは、疾病や加齢に伴う心身の機能が低下している人に対して、機能の維持や回復と閉じこもりを防ぐため、週2回実施しています。（令和2年度からは午前午後の2クール）また、理学療法士や健康運動指導士などによる専門的指導や市民ボランティアである健康サポーターを中心とした脳トレやカラリハを取り入れ、楽しく

運動を継続できるよう取り組んでいます。年々参加希望者が増加しており、受け入れ体制の整備や、健康サポーターの育成が課題とされます。

〈表〉元気づくり体操クラブの実施状況 (単位：回、人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
実施回数	87	76	116
実人数	53	74	90
延べ人数	1,769	2,449	1,680

②計画

事業の周知啓発を行うとともに、体力および機能維持に加え交流の場となるよう内容を充実させていきます。

〈表〉元気づくり体操クラブの実施目標

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	144	144	144
実人数	90	90	90
延べ人数	2,880	2,880	2,880

(6) 訪問指導

①現状と課題

健康診査受診後の訪問指導（40歳～74歳）や高齢者の訪問指導を行い、生活習慣の改善を図っています。

介護予防のため、訪問指導を継続的に実施する必要があります。

〈表〉訪問指導の実施状況 (単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
健診要指導者			
実人数	10	27	15
延人数	18	35	20
寝たきり・認知症老人、閉じこもり予防			
実人数	4	1	1
延人数	6	1	1

②計画

関係課と調整を取りながら保健師・管理栄養士などによる訪問指導を実施します。

〈表〉訪問指導の実施状況 (単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健診要指導者			
実人数	20	25	25
延人数	25	30	30

(7) 国民健康保険での保健事業

①現状と課題

特定健診・特定保健指導

平成30年度に第3期大野市特定健康診査実施計画および第2期データヘルス計画を策定し、現状の把握と課題の考察を行いました。当市では生活習慣病が起因する疾患が占める割合が多く、重症化する前に早期発見・早期治療を行うため特定健診及び特定保健指導の実施が重要になっています。しかし、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の目標値と、これまでの実績値との間には大きな乖離があるため、更なる受診率の向上に努める必要があります。

〈表〉国民健康保険での保健事業の実施状況 (単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定健康診査実施率	43.6	43.8	30.7
特定保健指導実施率	35.3	31.4	21.9

※特定健康診査実施率及び特定保健指導実施率は法定報告で、毎年11月に確定値となる

※平成31年度は令和2年11月、令和2年度は令和3年11月に確定するため、令和2年6月末現在の見込値

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んでいる

②計画

特定健診・特定保健指導

生活習慣病重症の予防・早期治療のために、国の進める保険者努力支援制度や国保ヘルスアップ事業などを活用し、特定健診の受診率向上や特定保健指導等の保健事業を実施していきます。また職員研修などにより職員のスキルアップを図ります。

〈表〉国民健康保険での保健事業の実施状況 (単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査実施率	60.0	60.0	60.0
特定保健指導実施率	60.0	60.0	60.0

※令和3・4・5年度は第3期大野市特定健診等実施計画の目標値

~~-(8) 保健推進員活動 (※令和2年度をもって保健推進員を廃止する予定であるため削除)~~

(8) 在宅医療支援

①現状と課題

地域医療の推進のため、市内にかかりつけ医の普及啓発活動を行っています。
高齢者のみならず、若年層にもかかりつけ医について周知啓発する必要があります。

〈表〉かかりつけ医の浸透率

(単位：%)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
浸透率	72.7%	77.7%	78.0%

②計画

健康づくり事業などの機会をとらえ、市民へ市内にかかりつけ医を持つことの普及啓発活動を行います。

~~〈表〉かかりつけ医の浸透率~~ (削除)

第6章 介護保険外の福祉サービスの充実

1 介護保険自立者対策

(1) 現状と課題

要介護認定において非該当（自立）と判定された高齢者や、要介護認定を受けていない一人暮らし高齢者等、および元気な高齢者に対しては、これまで種々のサービスを提供しています。

今後も、高齢者が地域住民の見守りの中でいきいきと生活できるように、さらにサービスを充実していく必要があります。

(2) 計画

①地域生活支援サービス

ア 地域ぐるみ雪下ろし支援

所得税非課税世帯で、65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等で、屋根の雪下ろしや玄関先の除雪が困難な世帯を地域ぐるみで支えます。

イ 緊急通報装置の貸与

65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、市民税非課税世帯の自宅に装置を設置します。緊急に助けが必要なとき緊急ボタンを押すだけで、24時間通報体制が整備されたセンターに電話がつながり、相談員が適切に対応します。

ウ 救急医療情報キットの配布

75歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などにキットを配布します。緊急連絡先やかかりつけ医療機関などの情報を入れたキットを冷蔵庫に備え付け、急病等による救急搬送時、救急隊が迅速に救急活動を行えるよう備えます。

エ 生活管理指導型ショートステイ事業

虚弱な高齢者を一時的に家庭で養護できない場合、短期間（1ヶ月に7日間限度）養護老人ホームにおいて生活支援をします。

オ 生活支援型ホームヘルパー派遣事業

ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等に対して、安否確認のための巡回訪問を行い、生活や介護等に関する相談や助言を行います。

②生きがい対策

ア 高齢者地域活動促進事業

地域で活動する高齢者の生きがいと健康づくりや交流のための活動として、ふくい健康長寿祭やねんりんピックの参加促進を図ります。

イ 百寿者米寿者訪問

100歳および88歳の高齢者に記念品を渡し、長寿を祝います。

ウ 世代間結づくり事業

高齢者が、地域に伝わる伝統や文化、技能や知識を若者や子どもたちに継承すること、また、夏休み中などの子どもの見守り活動などを行うことを通した、世代間の交流を推進することで高齢者が活躍できる環境を整えます。

③社会参加活動支援

ア 敬老会

敬老会を実施する団体に補助金を交付します。

イ 老人クラブ補助

高齢者が身近な地域で社会奉仕や生きがい活動を行う場として、老人クラブや市老人クラブ連合会の活動を支援します。

ウ お出かけほっとサロン事業

老人クラブ会員など的高齢者を対象に、市内の温浴施設において介護予防教室を行うことで、高齢者の交流活動を促進し、介護予防や閉じこもり防止を推進します。

2 介護保険法定外対策

(1) 介護保険法定外サービス

①現状と課題

本市では、介護保険制度の特別給付は行わず、国・県の補助や市単独での介護保険法以外のサービスを実施しています。今後も要介護高齢者の在宅生活を支援するため、要介護者や家族等のニーズに応じたサービスを実施していく必要があります。

②計画

ア 要介護高齢者住宅改造費助成

要介護認定（要支援を含む。）を受けた高齢者の住宅を改造する場合に、工事費の一部を助成します（介護保険給付による改修対象箇所を除く）。

イ 高齢者はり・きゅう・マッサージ療養費助成

70歳以上の高齢者に医療保険対象外のはり・きゅう・マッサージ療養費の一部を助成します。

ウ いきいきシニア支援事業

70歳以上の高齢者に大野市健康保養施設のプール施設使用料を助成します。

エ 外国人高齢者福祉手当支給事業

大正15年4月1日以前に出生した人で公的年金を受給していない外国人高齢者に対して、福祉手当を支給します。

(2) 低所得者対策

①現状と課題

要介護者等の在宅生活を推進するため、低所得者等に対して訪問介護等の居宅サービス利用料を軽減するなど低所得者対策を行っています。今後も継続して実施する必要があります。

②計画

介護保険利用者負担軽減事業

市民税非課税世帯に属し一定の条件を満たす要介護認定者等が利用する訪問介護、通所介護など居宅サービス利用料の軽減を図ります。

3 施設サービスの充実

(1) 養護老人ホーム

①現状と課題

養護老人ホームは、環境上および経済的な事情から、自宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者を受け入れる施設で、大野市の判定に基づいて入所が決定される措置施設です。

本市には、養護老人ホーム大野和光園（定員80人）があり、養護老人ホームに入所している大野市民 35名（令和2年6月末現在）を大野和光園で措置しています。←入所者数は12月末で再度修正する。

入所希望者については、市内施設に優先的に措置しています。

養護老人ホームの入所者が要介護状態になった場合、介護サービスを利用できる特定施設入居者生活介護を行っています。

②計画

入所希望者は適正に判定し、状況に応じて市内外の施設に入所できるようにします。

入所者の高齢化に伴い、入所者の心身状態にあった適切なサービスを受けられるよう事業者働きかけ、支援します。入所定員数は、現状を維持します。

(2) 軽費老人ホーム

①現状と課題

本市には、軽費老人ホーム一乗ハイツ（定員50人）があります。軽費老人ホームは、一人暮らし高齢者や高齢者世帯のニーズに対応する施設として、今後も利用を促進していく必要があります。

②計画

一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に対応するため、計画的に利用を促進していき

ます。設置数は、現状を維持します。

(3) サービス付高齢者向け住宅

①現状と課題

本市にはコーポ花山（定員28人）と、コーポめいりん（定員21人）、キラキラの里（定員20人）があります。サービス付高齢者向け住宅は、主に介護を必要としない自立した高齢者が様々な生活支援サービスを受けて居住する施設として、今後も利用を促進していく必要があります。

②計画

一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に対応するため、計画的に利用を促進していきます。設置数は、現状を維持します。

(4) 住宅型有料老人ホーム

①現状と課題

本市には、たんぼぼ住宅型有料老人ホーム（定員30人）があります。住宅型有料老人ホームは、食事、洗濯、清掃等の生活支援サービスが付いた施設として、今後も利用を促進していく必要があります。

②計画

一人暮らし高齢者や高齢者世帯の増加に対応するため、計画的に利用を促進していきます。設置数は、現状を維持します。

4 認知症高齢者対策の充実

(1) 現状と課題

認知症高齢者の在宅介護を継続していく上で、徘徊への対応は大きな問題となります。そこで、徘徊のおそれのある認知症高齢者を事前登録しておき、徘徊が起きたときに、地域住民の他、警察、消防、介護サービス事業所等の関係機関が連携し、早期発見・早期対応ができる「徘徊高齢者SOSネットワーク」を組織し、地域での見守り体制を整備しています。平成28年度からは県が調整役となり、他市町との連携体制も充実されました。

また、平成26年度には、金融機関や郵便局、タクシー業者、新聞販売所、商店等の市内21事業者と「越前おおの結の見守り活動に関する協定」を締結し、地域での見守り体制に様々な民間事業者の協力を得ることで、より多面的な見守り体制の強化を図っています。今後も引き続き、地域ぐるみで見守り体制を推進していく必要があります。

(2) 計画

①住民参加による見守り活動の推進

地域住民や関係機関、民間事業所の参加と協力を得て、認知症高齢者の見守りや声かけ活動等を展開し、支援が必要な時に徘徊高齢者SOSネットワーク体制を迅速に発動できる体制を強化します。

また、認知症に関する理解を深めるために正しい知識の普及、啓発活動を積極的に推進するとともに、認知症の早期発見・早期支援に努めます。

②家族等への認知症介護知識の普及

認知症高齢者を地域で見守り、在宅生活を支援していくためには、認知症に対する市民の理解が重要です。認知症に関する理解を深めるために正しい知識の普及、啓発活動を積極的に推進するとともに、認知症予防のための教室や講座の充実を図ります。

また、認知症の早期発見・早期治療のために、初期の段階で認知症を把握し、医療など適切な支援につながる体制を整備します。

③高齢者の認知症相談窓口の充実

高齢者の認知症の相談は、地域包括支援センターと在宅介護支援センターを中心に行うことにより、より身近な場所で気軽に相談できる相談窓口の整備を図ります。

また、県が実施する医療機関や介護サービス事業所等を対象とした研修への参加を積極的に促し、専門知識や支援技術を高めることにより、相談窓口の充実に努めます。

④認知症高齢者を介護する家族への支援

認知症高齢者の介護について様々な悩みを抱える家族に対して、専門職による介護技術・対応方法の指導や、介護サービス等の情報提供を行うとともに、悩みを話し合う家族の交流により、精神的な負担軽減を図ります。

⑤成年後見制度の推進

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まっています。そこで、成年後見制度を適切に利用できるよう、制度の普及・啓発を行うとともに、中核機関の設置等により地域連携ネットワーク体制を整備し、高齢者の権利擁護を推進します。

第7章 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

1 生涯学習・生涯スポーツの推進

(1) 現状と課題

高齢者の生きがいある生活を支援するため、各公民館では、高齢者教室を開催し、高齢者の学習支援や地域での世代間交流等の事業を開催しています。

また、生涯学習人材活用事業では、講座を受講するだけでなく、専門知識や技能を有する高齢者が講師として登録し、これまで培ってきた知識や経験を地域や次世代に還元したり、また、知識や経験を生かして活躍したりすることができ、自身の生きがいづくりにも繋がっています。

これからも生涯学習を推進する中で、高齢者の活躍をさらに推進する必要があります。
生涯スポーツ推進事業では、スポーツ教室やイベント等で、年齢を問わず誰もが取り組める種目を取り入れ、多くの高齢者の参加を得ています。

今後は、さらに高齢者の取り組み易いメニューを提供し、スポーツを通じた健康づくりを目指します。

(2) 計画

①多様な学習の場の創出

高齢者の自主グループを育成するため、わく湧くお届け講座やインターネット等を利用した生涯学習情報を提供していきます。

また、公民館や生涯学習センターでは、高齢者学級や人材活用事業など生涯学習事業を推進し、高齢者の学習活動を支援します。

さらに、高齢者の学習に関する要望や相談に対応し、学習機会の充実を図ります。

②学習情報ネットワークの充実

生涯学習センターを拠点に、各公民館や図書館と連携し、講座や学習会などの情報収集及び学習相談、学習支援に努めていきます。また、学習情報の発信として、生涯学習ガイドブックや生涯学習センター広報紙の発行と共に、市のホームページでも講座や学習会の開催について随時発信していきます。

③スポーツ活動の充実

高齢者が参加しやすく親しみやすいスポーツ教室やイベントを提供します。

派遣依頼に応じて、高齢者の集まりにスポーツ推進員を派遣し、ニュースポーツの指導を行います。

2 就労の場の提供

(1) 現状と課題

企業等における高齢者の雇用の確保と、就労意欲を持って人生設計を立てていくための環境整備を行う必要があります。

また、単純な雇用・就労の場の確保だけでなく、社会とのかかわりを持ち続けられるような場を提供することも必要です。さらに、農村等における高齢者の能力発揮や生きがいづくりの場をつくることも必要となっています。

(2) 計画

①シルバー人材センターへの支援

シルバー人材センターを支援し、技術発表による新たな取引先とのマッチング機会の提供と、同種の技術を持つ高齢者のセンターへの登録を促進します。

また、シルバー人材センター事業を支援することで、高齢者の職業訓練等の職業能力開発への支援と、高齢者の知識や経験を活かした就業機会の拡大を図ります。

②就業への支援

大野公共職業安定所や県と連携し、高齢者向けの就職相談会等の相談支援の情報提供に努め、高齢者等の就労機会の拡大を図ります。

③農村活動への支援

高齢者の農業経営を維持できるように、少量多品目の栽培を促進し、道の駅や越前おおの農林楽舎などの直売活動を活性化します。また、作業の省力化や効率化を図るため、施設や農業機械の導入に対して支援します。

3 交流活動の充実

(1) 現状と課題

虚弱な高齢者の日常的な支え合いと併せて、元気な高齢者も生きがいを持って生き生きと暮らしていくことも重要です。

高齢者が自ら健康の保持・増進に努め、生きがいを持って生活できるよう、健康づくりや介護予防、閉じこもり予防などを目的とした交流活動や高齢者の長年培った知識、技術などが発揮できる機会、活躍する場が求められています。

また、大野市老人クラブ連合会は、年々会員が減少する中、クラブ加入の呼びかけや事業の見直しなどの取組みが必要です。

本市が実施している高齢者ふれあいサロン事業は、委託による支援がなくなった後も、自主的な運営が継続的に行えるよう、代表者への支援に努めるほか、お出かけほっとサロン事業についても、利用者の拡大を図っていく必要があります。

(2) 計画

①社会参加活動の支援

高齢者が地域社会で積極的な役割を果せるように、社会奉仕や老人クラブなどの団体活動を通じた社会参加事業を支援することで、地域福祉活動の推進を図ります。

②交流の場の提供

各地区公民館や集落センター等を利用して、市内全域に高齢者ふれあいサロンを開設し、高齢者のための交流の場を提供するとともに、地域での支えあい等の連帯意識の高揚を図ります。

交流の場での活動支援として、高齢者ふれあいサロンを実施する団体等が、サロン実施の場として施設を整備するために必要な経費の一部に助成をします。

また、高齢者の持つ豊かな知識や技能等「匠」の技や集落に伝わる伝統・文化を基とした集落（自治会）における世代間交流事業を通し、高齢者のみならず多世代との交流を推進するとともに、地域づくりの担い手の育成を図ります。

老人クラブの会員など高齢者を対象に、市内温浴施設において、介護予防教室を行うお出かけほっとサロンを通して、介護予防や健康づくりの推進を図ります。

③高齢者の生きがいと健康づくり

高齢者の生きがいと健康づくりのために、市老人クラブ連合会が実施する文化活動やスポーツ活動等を支援するとともに、ふくい健康長寿祭やねんりんピックなど、高齢者の知識、特技を活かせる場を提供します。

第8章 支援環境の整備

1 福祉教育の振興、広報活動の充実

(1) 現状と課題

住み慣れた地域で、安心して安らぎのある暮らしを送るためには、市民一人ひとりが共に支え合い、地域福祉の実現に取り組んでいくことが重要です。そのためには市民自らの参画と実践による地域福祉活動に対する支援が必要になっています。

(2) 計画

①福祉教育の推進

教育委員会と連携し、市民学校やわく湧くお届け講座を活用した福祉教育を推進します。

大野市社会福祉協議会が指定する福祉協力校を中心として、福祉体験教室の実施など福祉教育の充実に努めます。

②広報活動の充実

高齢者の学習機会を増やすため、高齢者が集う機会を活用し、チラシなどを配布したり、わかりやすく見やすい市ホームページや生涯学習ガイドブックを作成したりするなどして、情報提供に努めます。

民生委員・児童委員や福祉委員、老人家庭相談員、地域ボランティア等の協力を得ながら、介護保険制度の普及と各種サービスについての周知に努めます。

2 保健・医療・福祉サービスの提供

(1) 現状と課題

平成24年度より、「結とびあ」において、市の関係課や関係機関・団体等が連携した保健・医療・福祉のワンストップサービスを提供しています。

(2) 計画

結とびあを中心に、関係機関等との情報共有と連携により、だれもが気軽に相談できる包括的な相談窓口の充実に努めていきます。

3 居住・生活環境の整備

(1) 現状と課題

高齢者等が住み慣れた地域で、安心して快適に日常生活を営むとともに、積極的に社会活動に取り組めるような、安全で安心な居住環境をつくることが強く望まれており、高齢者等に配慮した福祉のまちづくりを促進する必要があります。

(2) 計画

①福祉のまちづくり推進

あらゆる人が利用しやすいユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての人が安全・安心に、かつ、快適に暮らし、また訪れることができるまちづくりを推進します。

また、大野市立地適正化計画に基づき、高齢者にとって便利で健康的に安心して暮らし続けることができる地域づくりに努めます。

②高齢者にやさしい住宅の整備

要介護高齢者等の日常生活を支援するために、手すりの取付け、段差の解消、洋式トイレなどの改修工事に対して介護保険給付を行っています。

介護保険対象外の工事については、要介護高齢者住宅改造費助成事業等を活用し、加齢等による身体機能の低下や障害が生じた場合にもそのまま住み続けられる高齢者に適応した住宅の整備を推進します。

大野市公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の適切な維持管理と老朽化に伴う改修を進めるとともに、高齢者の居住安定の確保のため、民間活力を活用した高齢者向け住宅の家賃低廉化に要する費用の助成を維持します。

民間活力の活用や医療・保健施策との連携強化を図りながら、ニーズの多様化に的確に対応し、高齢者が安心していきいきと生活できる住宅の環境づくりに努めます。

また、女性消防団員を活用した高齢者宅防火訪問を行うことにより、住宅火災による高齢者の犠牲を無くすこと及び災害発生時における安否確認活動等の円滑化を図ります。

③住まいの安全確保

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯には緊急通報システムを貸与するとともに、健康に不安のある高齢者世帯等に救急医療情報キットを配布することにより、緊急時の対応が迅速に行える体制の確立を図りながら、地域住民がお互いに助け合うコミュニティづくりに努めます。

また、地域ごとに設置する地域ぐるみ雪下ろし協力推進協議会を中心として、地域住民の協力のもと、一人暮らし高齢者宅等への除雪支援を継続して実施します。

④交通安全および消費者対策

高齢者の交通事故防止のため、高齢者向けの交通安全教育を行い、交通安全意識の高揚を図るほか、地区老人会を構成する単位クラブの長から推薦を受けた、大野市シルバー交通安全推進員に交通安全教育を行い、交通安全知識の普及活動を行います。

また、食品表示の偽装や悪質商法などの消費者問題、振り込め詐欺などの特殊詐欺の犯罪などを未然に防止するため、消費者教育を強化していく必要があります。このため、消費者相談センターでは、高齢者サロンなどでの出前講座を積極的に開催するとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携しながら相談業務や情報収集に努めます。

⑤高齢者の外出支援

今後、高齢化が進み、自動車の運転ができなくなる高齢者が増えると予想されることから、高齢者が住み慣れた地域で元気に住み続けられるよう、通院や買い物、社会参加活動に気軽に出かけることができる地域の実情に合ったバスや乗合タクシーなどの移動手段の維持に努めます。

また、地域のサロン開催時や後期高齢証交付説明会、介護保険証交付に伴う説明資料送付を活用し、高齢者に対し、バスや乗合タクシーなど、公共交通の利用方法について広報を行うとともに、自分専用の時刻表である「マイ時刻表」を配布することにより、公共交通の利用促進を図ります。

なお、高齢者の交通事故防止と外出支援を目的として、平成24年度から65歳以上の運転免許自主返納者に対して、まちなか循環バス、乗合タクシー、市営バス、広域バスの市内利用の無料乗車券を10年間交付する運転免許自主返納支援を今後も継続して実施します。

4 支援体制の整備

(1) 現状と課題

高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で、健康で充実した生活を送りつづけられるよう支援する必要があります。そのため、保健・医療・福祉の環境整備を図り、市民一人ひとりが地域社会の一員として、思いやりと助け合いの心を持つ地域福祉体制の確立が重要です。

また、災害発生時に、自主防災組織や自治会が一人暮らし高齢者などの避難行動要支援者に対する避難支援活動や安否確認を円滑に行えるよう、市が作成する避難行動要支援者名簿の関係機関による共有、一人ひとりの避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」）の作成、それらの情報を活用した支援体制づくりや避難訓練の実施を推進する必要があります。

(2) 計画

①保健・医療・福祉ネットワークの充実

平成24年度より「結とぴあ」内に、市の関係課や関係機関・団体が集約し、保健・医療・福祉に関する情報の一元化・共有化を図っています。さらなる連携によりよりきめ細かなサービスを提供するとともに、隣接する市役所本庁舎との連携と相互調整を密にし、ワンストップサービスの充実を目指します。

また、地域包括支援センターを中心に、地域の関係団体等と十分な連絡調整を行うことにより、要援護高齢者に対する、質の高いサービス提供に努めます。

さらに、徘徊高齢者SOSネットワーク、虐待防止ネットワーク会議による関係機関の連携を密にして、見守り体制の強化を図ります。

②かかりつけ医の推進

住民が身近で気軽に病気の相談や治療を受けることができ、総合病院や専門医療機関との連携を図る役割も持つかかりつけ医について、医師会や歯科医師会の協力や各種講座を通じて、住民への周知を図ります。

在宅の訪問歯科診察については、継続して実施します。

③地域見守り体制の整備

民生委員・児童委員や福祉委員などの地域住民により、一人暮らしや高齢者のみの世帯など気がかりな世帯の訪問や見守り活動を行っていますが、このような世帯の増加に対応するため、これまでの見守り活動に加えて、民間事業者などの協力を得て、異変の早期発見と迅速な支援につなげられるよう見守り体制を強化します。

④災害時における支援体制の充実

自主防災組織の結成促進に取り組むとともに、その育成強化を図ります。

避難行動要支援者名簿を基に、区長、民生委員・児童委員、福祉委員、老人家庭相談員等の協力を得て、避難支援プラン作成を推進します。

避難行動要支援者名簿や避難支援プランの情報を活用した避難支援訓練を推進します。

⑤介護における男女共同の推進

高齢化の急速な進行、介護する人の高齢化、介護期間の長期化などにより、もはや介護は、家族、とりわけ今まで介護を主として担ってきた女性だけで対応することが困難になっています。このため、介護保険制度の円滑な運営、介護サービスの充実を図り、家庭における介護負担を軽減させるとともに、男女がともに協力して介護を担える環境の整備に努めます。

⑥福祉用具の貸与

介護保険給付対象外となる要介護1以下の要介護認定者等に対し、介護用特殊寝台や車椅子の貸し出しを行い、在宅生活を支援します。

⑦相談活動の充実

日常生活における様々な心配ごとに対して、心配ごと相談や弁護士による無料法律相談などを定期的に実施し、高齢者や障害者などが安心して生活できるよう支援します。

5 地域福祉の充実

(1) 現状と課題

地域福祉を推進するためには、『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の問題や課題を「我が事」として受け止め、支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現が重要となっています。

地域の課題の解決に向けては、自治会単位での地域コミュニティ的活動の活性化や、地域住民の福祉活動の母体となる地区社会協議会を中心とした支え合い機能の強化などに取り組む必要があります。

(2) 活動

①情報提供、広報活動

高齢者等が安心して生きがいのある生活を送るため、必要なサービスが利用できるよう、市の広報紙である「広報おおの」や社会福祉協議会の広報紙である「おおの社協だより」などにより情報を発信します。

また、地域での見守り活動をはじめ、高齢者ふれあいサロンや町内会の会合・行事など、住民と直接交流することが多い民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員を通じた地域での声掛けによる情報提供や、広報啓発活動を行っていきます。

②地域での支え合い

民生委員・児童委員や福祉委員など、地域の身近な支援者の活動支援や、地域課題や情報の共有化などの連携強化など、各種委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。

その他、虚弱な一人暮らしや高齢者のみ世帯へホームヘルパーを派遣する巡回相談や声かけ事業等により、地域での自立した在宅生活を支援します。

③ボランティア活動及びNPO等の活動促進と支援

高齢者が可能な限り家庭や地域で充実した生活を送ることができるように、各種ボランティア組織やNPO団体との連携を図りながら、地域福祉体制の確立を図ります。

災害時に高齢者を含めた被災者のニーズに合わせて活動する災害ボランティアについても、大野市災害ボランティアセンター連絡協議会の運営により、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、研修会を開催し、知識・技術の向上を目指します。

④交流活動の充実

高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援するために、町内や集落などの小地域単位でふれあいサロンを増設し、「通いの場」における、地域の交流活動を拡充します。

また、市内の温浴施設を利用したお出かけほっとサロンや、一人暮らし高齢者のつどい等による交流活動にも取り組みます。

さらには、高齢者が子育て親子や子どもたちとふれあう世代間交流を推進します。

⑤集落ぐるみでの高齢者世帯支援の推進

子どもと高齢者の交流イベントの実施などを積極的に行う集落に対して支援することにより、高齢者世帯の健康的な生活を維持するとともに、集落機能や集落コミュニティの充実を図ります。